

市政トピックス

CITY TOPICS

私立幼稚園など 授業料の補助

私立幼稚園および認定こども園の幼稚園機能に在籍する幼児の保護者の経済的な負担の軽減を図るため、入園料・授業料の補助を行います。

補助額 表(1)、表(2)の区分により補助します。

※両方の表に該当する園児を有する場合は、補助額の多い方となりますが、両方の組み合わせはできません。

申請方法 「授業料等減免措置に関する調書」(幼稚園などから

配布)に必要事項を記入し、幼稚園などへ提出してください。用紙がない場合は、子育て施設グループに連絡してください。※この事業は、私立幼稚園などの

私立幼稚園等就園奨励費補助金 表(1)

(年額)

| 区分 | 補助額 | | |
|--------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------|-----------------------------------|
| | 1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子) | 同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子) | 同一世帯から3人以上就園している場合の左記以外の園児(第3子以降) |
| ① 生活保護法の規定による保護を受けている世帯 | 146,200円 | 190,000円 | 260,000円 |
| ② 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯 | 110,800円 | 165,000円 | 253,000円 |
| ③ 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯 | 84,200円 | 146,000円 | 248,000円 |
| ④ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が34,500円以下の世帯 | 59,200円 | 129,000円 | 243,000円 |
| ⑤ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が183,000円以下の世帯 | | | |

注 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。

表(2)

(年額)

| 区分 | 補助額 | |
|--------------------------------------|--|---|
| | 小学校1年生から3年生の兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長者(第2子) | 小学校1年生から3年生の兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生から3年生に兄・姉を2人有している園児(第3子以降) |
| ① 生活保護法の規定による保護を受けている世帯 | 162,000円 | 176,000円 |
| ② 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯 | 129,000円 | 147,000円 |
| ③ 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯 | 106,000円 | 126,000円 |
| ④ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が34,500円以下の世帯 | 83,000円 | 106,000円 |
| ⑤ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が183,000円以下の世帯 | | |

注 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。



設置者を通して補助します。
問合せ先
市役所子育て施設グループ
☎ 52-11111 (内線364)

子育て・子育て施設 整備、民営化検討 委員会委員募集

子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化しているなか、多様な保育ニーズへの対応を図り、次世代を担う子どもたちの健全な環境づくりを推進するために、高浜市子育て・子育て施設の整備および民営化検討委員会を設置します。

委員は、学識経験者、保護者、子育て・子育て支援関係者のほか、市民の方から募集します。

対象 市内在住の方で、子育て・子育てに関心をお持ちの方

会議 4回程度
募集人員 3人程度

※応募者多数の場合は、面接により決定します。

申込方法 6月30日(月)までに子育て施設グループに備え付けの応募用紙で申し込んでください。

申込・問合せ先

市役所子育て施設グループ
☎ 52-11111
(内線364)

